平成11年(行ケ)第356号審決取消請求事件 平成13年7月19日口頭弁論終結

> 決 セイコーエプソン株式会社 吉信 訴訟代理人弁理士 部 龍 阿 蛭 Ш 昌 同 博 樹 同 白 井 同 内  $\blacksquare$ 彦 百 雄 井 同 菅 青 健 同 木 弘 澤 同 韮 澤 米 明 同 特許庁長官 被 告 Ш 耕 造 及 親 房 指定代理人 水 垣 山 由 木 同 大 橋 Ξ 同 良 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

## 第1 当事者の求めた裁判

1 原告

特許庁が平成10年審判第18687号事件について平成11年9月8日に した審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告

- 主文と同旨

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成2年9月10日、発明の名称を「現像方法」とする発明について特許出願をしたが、平成10年10月27日に拒絶査定を受けたので、平成10年11月26日、拒絶査定不服の審判の請求をした。特許庁は、これを平成10年審判第18687号事件として審理した結果、平成11年9月8日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、平成11年10月9日にその謄本を原告に送達した。

2 特許請求の範囲(請求項3)

「所定の極性に帯電させたトナー担持体上のトナーを潜像担持体に現像する現像方法において、前記トナーを球形状とし、前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させることにより急速に摩擦帯電させることを特徴とする現像方法。」

(別紙図面(1)参照)

3 審決の理由

別紙審決書の理由の写しのとおりである。要するに、上記特許請求の範囲請求項3に係る発明(以下「本願発明」という。)は、実願昭56-83923号(実開昭57-197046号)の願書のマイクロフィルム(以下「引用刊行物」という。)に記載された技術(以下「引用発明」という。)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるので、特許法29条2項に該当し、特許を受けることができない、とするものである。第3 原告主張の審決取消事由の要点

審決の理由中、1 (手続の経緯・本願発明の内容)は認める。2 (引用例)のうち、「そして、図面第2図を参酌すると、現像ローラ1の表面は、帯電ブレード2の表面粗さよりも粗い微細な凹凸が与えられる構成として理解され、この構成は現像ローラ1と帯電ブレード2の表面粗さが異なっている事項を意味するものであ」るとする部分、引用発明が「所定の極性に帯電させた現像ローラ上のトナーを潜像保持ドラムに現像する現像方法において、前記現像ローラと表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記現像ローラ上に前記トナーを押圧して殆ど単一層のトナー層に仕上げ前記弾性ブレードと前記現像ローラとの間で前記トナーを転がし摩擦

に依り帯電させる現像方法」であるとする部分を争い、その余を認める。3 (対比・判断)のうち、相違点1 (本願発明は、トナーの形状に関し「トナーを球形状とし」を構成としているのに対し、引用発明には、このような構成が記載されていない、との点)及び同2 (本願発明は、摩擦帯電に関し「急速に摩擦帯電させる」を構成としているのに対し、引用刊行物には、このような構成が記載されていない、との点)の認定及び同1についての判断を認め、その余を争う。4 (結論)は争う。

審決は、引用発明の認定を誤り、その結果、本願発明と引用発明との一致点の認定を誤り(取消事由1)、それも原因となって相違点2についての判断も誤り(取消事由2)、本願発明に進歩性がないとの誤った判断に至ったものであるから、違法として取り消されなければならない。

法として取り消されなければならない。 1 取消事由 1 (引用発明の認定の誤りに基づく一致点の誤認)

(1) 審決は、上記のとおり、引用刊行物について、「図面第2図を参酌すると、現像ローラ1の表面は、帯電ブレード2の表面粗さよりも粗い微細な凹凸が与えられる構成として理解され、この構成は現像ローラ1と帯電ブレード2の表面粗さが異なっている事項を意味するものであ」る(審決書5頁18行~6頁2行)と認定し、同刊行物に、「所定の極性に帯電させた現像ローラ上のトナーを潜像保持下ラムに現像する現像方法において、前記現像ローラと表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記現像ローラとの間で前記トナーを転がし摩擦に依りによって前記弾性ブレードと前記現像ローラとの間で前記トナーを転がし摩擦に依りによびる現像方法」の技術(引用発明。審決書6頁7行~13行)が記載されていると認定したが、これらの認定は誤りである。

引用刊行物には、ブレードに現像ローラと同様に凹凸を与えることも、ブレードを現像ローラと異なる表面粗さとすることも、弾性ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させることも記載されておらず、これらを示唆するものも見当たらない。同刊行物には、現像ローラの表面に凹凸を与えること、凹凸の大きさがトナー層厚を決めること、凹凸の大きさはトナーの平均粒径の1倍から3倍くらいで選ばれること、ブレードの先端に達するまでの間に転がりや摩擦による帯電が与えられることが記載されているにすぎない。(別紙図面(2)参照)

(2) 上記「前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレード」の構成に関して、引用刊行物に、現像ローラ 1 の表面には、例えば平均的な深さが 2 0  $\mu$  程度の微細な凹凸が与えられる旨の記載、実施例 1 の現像ローラ表面の凹凸の平均深さが 1 5  $\mu$  m、トナーの平均粒径が 1 2  $\mu$  mである旨の記載があることは、被告のいうとおりである。

しかし、このように、現像ローラの平均的な深さが20μm~15μm、トナーの平均粒径が12μmである場合、帯電ブレードによって現像ローラ上にトナーを押圧してほとんど単一層のトナー層に仕上げるとすると、トナーは、現像ローラの凹部の中に嵌入してしまい、そのため、帯電ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させる状態とならない。したがって、引用発明について、本願発明のように、弾性ブレードとトナー担持体との間でトナーを転がり摩擦により帯電させるものとして把握することはできない。

- (3) 審決は、本願発明が「トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させる」との構成を具備しているのに対し、引用発明はこれを具備していないにもかかわらず、上記のとおり引用発明の認定を誤ったため、上記構成を具備していることを両発明の一致点と誤認した。
  - 2 取消事由2(相違点2についての判断の誤り)

審決は、上記誤りも与(あずか)って、さらに、相違点2(本願発明は、摩擦帯電に関し「急速に摩擦帯電させる」を構成としているのに対し、引用刊行物には、このような構成が記載されていない、との点)について、引用発明に周知技術を適用すれば相違点2に係る本願発明の構成、すなわち、「急速に摩擦帯電させる」との構成に想到することに何らの困難性もない、とする誤った判断をした。

る」との構成に想到することに何らの困難性もない、とする誤った判断をした。 (1) 本願発明は、「トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させる」との構成を有しており、この構成によって、トナーを「急速に摩擦帯電させる」という効果を奏することができるものである。これをより具体的にいえば、トナー担持体に当接する弾性ブレードをトナー担持体と表面粗さが異なる構成とすることによって、弾性ブレードは、トナー担持体

に当接する表面で行程差を有することになり、トナーを薄層化し、トナー層が1層になって、弾性ブレードとトナー担持体との間で擦りながら転がり、その結果としてトナーを「急速に摩擦帯電させる」ことができるものである。

(2) 一方、引用発明は、本願発明のような構成とされておらず、したがって、 弾性ブレードが、トナー担持体に当接する部分でトナーの転動を促進するような構 成となっていない。

また、引用発明は、現像ローラの表面にトナーの粒径より大きい深さの凹凸を与えるものであるから、トナーが現像ローラの窪みに埋まってしまい、弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させることができず、トナー層を1層に薄層化することができないのである。

(3) 本願発明は、相違点2に係る構成を採用することによって、トナーと弾性ブレードあるいはトナーとトナー担持体との間で接触することにより、トナーが帯電する機会を増やし、トナーに所望の帯電量を帯電させ、安定に高濃度の画像を形成することができるという顕著な作用効果を奏するものであり、審決は、このような本願発明の顕著な作用効果を看過しているものである。 第4 被告の反論の要点

審決の認定判断は、正当であり、審決を取り消すべき理由はない。

1 原告は、引用刊行物には、ブレードに現像ローラと同様に凹凸を与えることも、ブレードを現像ローラと異なる表面粗さとすることも、弾性ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させることも記載されておらず、これらを示唆するものも見当たらないと主張するが、失当である。

まず、現像ローラにトナーを塗布する帯電ブレードに関し、トナー層を均一に形成する観点から、トナーを押圧する表面を平滑とすることは、周知の一般的な技術である(例えば特開昭63-279283号公報(乙第1号証)、特開昭63-85654号公報(乙第2号証)参照)。

一方、引用刊行物(甲第6号証)には、現像ローラ1の表面には、例えば平均的な深さが $20\mu$ m程度の微細な凹凸が与えられる旨の記載(5頁4行~6行参照)、実施例1の現像ローラ表面の凹凸の平均深さが15 $\mu$ m、トナーの平均粒径が12 $\mu$ mである旨の記載(12頁2行~14行参照)があることからすると、引用発明の現像ローラ1の表面は、帯電ブレード2の平滑な表面粗さよりも粗い15~20 $\mu$ mの微細な凹凸が与えられる構成のものとして理解される。

2 引用刊行物には、上述のとおり、現像ローラと帯電ブレードによって現像ローラ上にトナーを押圧してほとんど単一層のトナー層に仕上げ、帯電ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させるという技術が記載されている。引用刊行物の上記実施例の記載は、現像ローラの表面に与えられた凹凸の平均的な深さが、トナーの平均粒径よりも大である事項を例示するだけである。しかも、現像ローラ表面の凹凸の形状は、凹凸の平均的な深さだけで定まるものではない

3 原告は、引用刊行物を独自に理解して、引用発明を、本願発明のように、弾性ブレードとトナー担持体との間でトナーを転がり摩擦により帯電させるものとして把握することはできないと主張している。原告の主張は、引用刊行物の記載内容に基づかないものであって、前提に誤りがある。 第5 当裁判所の判断

1 取消事由 1 (引用発明の認定の誤りに基づく一致点の誤認) について

## (1) 引用刊行物の記載

引用刊行物(甲第6号証)に,

「本考案の最も原理的な実施態様を示せば図面第1図の通りであり、図中1はトナー保持部材(一般的には現像ローラと呼称されるから、以後この呼称を使う)を、1、は現像ローラの表面にある微細な凹凸を、2は帯電ブレードを、3はクリーニングブレードを、4はトナーを供給するスポンジローラを、5はトナー溜めを、6は潜像保持ドラムを、7は交流バイアス電源を、8は直流バイアス電源を示している。」(3頁12行~4頁4行)

「次に此の実施態様の作用を概略的に説明すると、トナー溜め5からスポンジるーラ4により小量づつ供給されるトナーは、軽く現像ーラ1に押し当合とできるできるいたといるトナーの供給状態を対して概念のできるのでは、一下2に依り量的制限を受けて、均一に現像の一方の表面に供給第2回を指して概念的にでは、一下2の代表では、一下2の代表では、一下2の代表では、一下2の代表では、一下2の代表では、一下2の代表では、一下2のでは、一下2のでは、一下2としてで、明まるには、ではない。一下2として、一下2をでは、一下2をでは、一下2をでは、一下2をでは、一下2をでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のでは、一下2のででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場ででは、現場でで、一下2ので、現場でで、現場でで、一下2ので、現場でで、一下2でで、「一下2ので、現場でで、「一下2でで、「一下2でで、」(4頁4行~5頁15行)

に充分な帯電が行われている。」(4頁4行~5頁15行) 「前述の様な過程で現像ローラ1の表面に供給されたトナーは、現像部位で第1 図中7及び8で示す電源に依る電気的な補助を受けて、潜像の可視化部に対して飛 翔する。通常のコピーマシンに於ける様に、例えばプラスの潜像をマイナスに帯電 したトナーで現像する様に潜像と帯電電極の極性が互に反対の場合には、8の電源 による直流バイアスは不要である。」(6頁6行~13行)

「トナー層厚は基本的に凹凸に依り決まるものであるので、ブレードはゴムの様なものが最も使い易いが、ローラや、フエルト、金属ブレード、等でも目的は達する。要は現像ローラの表面で個々のトナーが充分に転る状態が現出され、均一な帯電が実現されれば良い。」(17頁2行~7行)

との記載があることは、当事者間に争いがない。そして、第1図ないし第3図には、上記記載に沿った図面が示されていることが認められる(別紙図面(2)参照)。

また、本願発明と引用発明との対応関係について、引用発明の現像ローラ、潜像保持ドラムが、それぞれ本願発明のトナー担持体、潜像担持体に相当し、引用発明の、ほとんど単一層のトナー層に仕上げる旨の事項が、本願発明の、トナーを薄層化する旨の事項に相当することも、当事者間に争いがない(審決書6頁16行~7頁3行参照)。

上記記載,特に「本考案の最も原理的な実施態様を示せば図面第1図の通りであり・・1はトナー保持部材(一般的には現像ローラと呼称されるから、以ををでいるがある。」、「小量づつ供給されるトナーは、軽く現像ローラ1に押し出たでいる。」、「小量づつ供給されるトナーは、軽く現像ローラ1の表面に供給である。」、「トナーは、帯電ブレード2の先端に達するの間に転がりいて、均一に表面を擦して、均一に表面で調整である。」、「トナーは、帯電ブレード2の先端に達するの間に転がり、「トナーは、帯電ブレード2の先端に達する。」、「トナーは、帯電ブレード2の先端に達する。」、「トナーは、帯電ブレード2の先端に連ずる。」、「トナーは、帯電ブレード2の情に静電が現出され、均一ないまでで表面で個々のトナーが充分に転る状態が現出され、均一な帯電がによりの記載に、第1図ないし第3図(別紙図面(2)参照)並びに上記りれば、のない本願発明との対応関係を併せ考えれば、審決の認定したとおいては、前記トナー担持体上の下を潜像担持ににおいて、前記トナー担持体上の下と表面粗さいる。とを優に認めることができる。

(2) 原告は、引用刊行物には、ブレードに現像ローラと同様に凹凸を与えることも、ブレードを現像ローラと異なる表面粗さとすることも、弾性ブレードと現像

ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させることも記載されておらず、これらを示唆するものも見当たらない旨主張するが、失当である。

引用刊行物の上記記載、特に、「トナー層厚は基本的に凹凸に依り決まるものであるので、ブレードはゴムの様なものが最も使い易いが、ローラや、フェルト、金属ブレード、等でも目的は達する。要は現像ローラの表面で個々のトナーが充分に転る状態が現出され、均一な帯電が実現されれば良い。」との記載によれば、トナー層厚は、基本的に現像ローラの凹凸によって決まるものであり、引用発明のブレードとしては、現像ローラの表面で個々のトナーを十分に転がすことができる状態になっていればよい、とされていることが明らかである。

引用刊行物の第2図をみると、同図には、現像ローラ1の表面には凹凸が形成されており、ブレード2の表面は平坦になっていることが図示されていることが認められる。

乙第1号証によれば、特開昭63-279283号公報には、現像剤、弾性ブレード、現像材担持体現像ローラ、静電像保持体を構成要素とする、本願発明と同一の技術分野に属する現像方法の技術が開示されており、「弾性ブレード26の表租さが1 $\mu$  m以上では現像ローラ24上へのトナー層形成が均一に行われ難くる。」(3頁左下欄12行~14行)との記載があることが認められる。上記記載においては、弾性ブレードの表面粗さは、0.001 mm( $1\mu$  m)未満でなければならないと、いいかえれば、極めて微細な表面粗さしか許されないとされているのであるから、ここでは、弾性ブレードの表面は、均一なトナー層を形成するうえで、ほぼ平坦なものでなければならないものとされていることになる。

以上によれば、引用発明には、現像ローラと表面粗さが異なる帯電ブレードによって現像ローラ上にトナーを押圧し、現像ローラの表面で個々のトナーを十分に転がし、トナーの均一な帯電を実現する技術が開示されていることが明らかである。引用発明に、ブレードを現像ローラと異なる表面粗さとすることも、弾性ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させることも記載されていない、とすることができないことは、明白である。

なお、原告は、引用刊行物には、ブレードに現像ローラと同様に凹凸を与えることが記載されていないというけれども、本願発明に係る特許請求の範囲には、「前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレード」と記載されているだけであり、ブレードに現像ローラと同様に凹凸を与えることは本願発明の構成要件とされていないから、原告の主張は、この点で既に失当である。

(3) 原告は、引用刊行物に、現像ローラ1の表面には、例えば平均的な深さが  $20\mu$ m程度の微細な凹凸が与えられる旨の記載、実施例1の現像ローラ表面の凹凸の平均深さが1 $5\mu$ m、トナーの平均粒径が1 $2\mu$ mである旨の記載があることに着目して、現像ローラの平均的な深さが $20\mu$ m~1 $5\mu$ m、トナーの平均粒径が1 $2\mu$ mである場合、帯電ブレードによって現像ローラ上にトナーを押圧してほとんど単一層のトナー層に仕上げるとすると、トナーは、現像ローラの凹部の中に嵌入してしまい、そのため、帯電ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させる状態とならない旨主張する。

しかしながら、引用刊行物には、前記認定のとおり、帯電ブレードと現像ローラとの間でトナーを転がり摩擦により帯電させるという技術が記載されているのであり、現像ローラの平均的な深さが $20\mu$ m程度の場合(ここでは、トナーの平均粒径が $10\mu$ m程度の場合(ここでは、トナーの平均粒径が $10\mu$ m程度の場合(ここでは、スポーツの平均的な深さは挙げられていない。)、現像ローラの平均的な深さは挙げられていない。)、現像ローラの平均的な深さは挙げられている場合(実施例 $10\mu$ mで、トナーの平均粒径が $12\mu$ mである場合(実施例 $10\mu$ mで、人力である場合(実施例 $10\mu$ mで、人力である場合(大力であるとは、大力であるとはいるとはいるとはいえないのである。

原告の主張は、現像ローラの全表面において  $15\mu$  mの均一な凹凸があり、トナーのすべてが  $12\mu$  mの均一な粒径を有し、しかも、ほとんどすべてのトナーが現像ローラの凹部に嵌入して、以後、転がることができない状態になるという特異な状態を想定した独自の主張というべきであって、失当である。

(4)以上のとおりであるから、審決が、本願発明と引用発明とを対比して、両発明が「所定の極性に帯電させたトナー担持体上のトナーを潜像担持体に現像する

現像方法において、前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させることにより摩擦帯電させる現像方法」との構成を有する点で一致する、と認定したことに誤りがないことは、明らかである。

2 取消事由2(相違点2についての判断の誤り)について

原告は、相違点2(本願発明は、摩擦帯電に関し「急速に摩擦帯電させる」を構成としているのに対し、引用刊行物には、このような構成が記載されていない、との点)について、本願発明においては、トナー担持体に当接する弾性ブレードをトナー担持体と表面粗さが異なる構成とすることによって、弾性ブレードは、トナー担持体に当接する表面で行程差を有することになり、トナーを薄層化し、トナー層が1層になって、弾性ブレードとトナー担持体との間で擦りながら転がり、その結果としてトナーを急速に帯電させることができるものである旨主張する。

(1) しかしながら、前記のとおり、本願発明に係る特許請求の範囲には、「前記トナーを球形状とし、前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させることにより急速に摩擦帯電させる」と記載されているのであり、通常の用語法に従えば、本願発明にいう「急速に摩擦帯電させる」は、「前記トナーを球形状とし、前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させる」という構成に基づく結果以上に出るものではないと理解するのが自然である。

そして、「前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させる」という構成が、本願発明と引用発明とで一致していることは、前記2認定のとおりである。また、相違点1に係るトナーの形状の特定については、引用刊行物に明記されていないというものの、引用発明のトナーの形状を「球形状」に特定することは、何らの困難性もないことであり、この点については、原告も争っていないところである。

の形状を「球形状」に特定することは、何らの困難性もないことであり、この点については、原告も争っていないところである。 そうすると、「急速に摩擦帯電させる」という構成は、引用発明においても、トナーの形状を「球形状」に特定しさえすれば当然に導き出される結果であるということができ、相違点2を論ずるまでもないことになる。

(2) しかし、本願明細書の発明の詳細な説明において、本願発明にいう「急速に摩擦帯電させる」に格別な技術的意味を付与している可能性があり得るので、念のため、発明の詳細な説明について検討してみる。

像を形成することができる。従って、本発明によれば、地カブリのような画像欠陥が少なく高解像で高濃度の画像が経済的に低ランニングコストで形成可能な現<u>像</u>方 法を提供できるという優れた効果を有するものである。」(12頁末行~13頁1 9行)というものであることが認められる。

上記認定の[作用]及び[効果]の記載によれば,本願発明において,相違点2 に係る「急速に摩擦帯電させる」が意味するところは、トナーを球形状とし、弾性 ブレードの表面粗さとトナー担持体の表面粗さとが異なる構成を採用することによ り、弾性ブレードがトナー担持体に当接する部分でトナーの転動を促進し、トナーと弾性ブレード又はトナーとトナー担持体との間の接触帯電の機会を増加して、トナーを安定に所望の帯電量に帯電させることができる、ということに尽き、それ以 上には出ないことが明らかである。

そうすると、本願発明にいう「急速に摩擦帯電させる」との構成は、本願発明の 「所定の極性に帯電させたトナー担持体上のトナーを潜像担持体に現像する現像方 法において、前記トナーを球形状とし、前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾性 ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性ブ レードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させる」ことによって、転動を促進し、トナーと弾性ブレード又はトナーとトナー担持体との間の接触帯電機会を増加したことによる結果を示しているだけであるということができ、結局、本願発明にいう「急速に摩擦帯電させる」との語句は、格別な技術的意味を有するもの とはいえないことになる。

(3) 上記の点につき、原告は、トナー層が1層であることを前提とした主張を

しているが、失当である。 本願発明に係る特許請求の範囲には、「前記トナー担持体と表面粗さが異なる弾 性ブレードによって前記トナー担持体上に前記トナーを押圧して薄層化し前記弾性 ブレードと前記トナー担持体との間で前記トナーを転動させることにより急速に摩 擦帯電させる」と記載されているのであるから、本願発明において、トナー層は、 「薄層化」されるだけであって、更に「1層」となることまでも構成としているの でないことが、特許請求の範囲の記載自体から明らかである。原告の主張は、前提 において誤っているものである。

- (4) 原告は、本願発明は、相違点2に係る構成を採用することによって、 と弾性ブレードあるいはトナーとトナー担持体との間で接触することにより、 ナーが帯電する機会を増やし、トナーに所望の帯電量を帯電させ、安定に高濃度の画像を形成することができるという顕著な作用効果を奏するものであり、審決は、 このような本願発明の顕著な作用効果を看過している旨主張するが、この主張が採
- 用できないものであることは、上述したところに照らし、明らかである。 (5) 以上検討したところによれば、相違点2は、引用発明において具備してい る構成であり、そもそも、本願発明と引用発明との相違点として判断するまでもな かったことになる。
- 3 以上のとおり,原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく,その他審決 にはこれを取り消すべき瑕疵は見当たらない。

よって、本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法フ 条,民事訴訟法61条を適用して,主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官 山 下 和 明

> 樂 裁判官 設 胮

裁判官宍戸充は、差支えのため、署名押印することができない。

裁判長裁判官 山 眀 下 和

別紙図面(1) 別紙図面(2)